

建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 12 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第10号

建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規
則

建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）
の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項中「又は」を「、名古屋市特別低層住居専用地区建築条例（令
和 6 年名古屋市条例第46号）第 2 条第 2 項（法第88条第 2 項において準用する
場合を含む。）又は」に改める。

附 則

この規則は、都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第 2 章の規定により行う
特別用途地区に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。